

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員に支給する期末特別手当(ボーナス)の額は、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及びその者の勤務実績を勘案し、経営協議会の議を経て、学長が、その額の100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額することができるとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

- ①国の給与法改定に準拠して基本給を引き下げた。(△0.23%)
- ②近隣の国立大学法人役員の報酬水準との権衡を考慮し、特別調整手当として基本給月額3%相当を支給することとした。

理事

- ①国の給与法改定に準拠して基本給を引き下げた。(△0.23%)
- ②近隣の国立大学法人役員の報酬水準との権衡を考慮し、特別調整手当として基本給月額3%相当を支給することとした。

理事(非常勤)

改定なし

監事

適用者なし

監事(非常勤)

改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 15,855	千円 10,942	千円 4,092	千円 328 (特別調整手当) 492 (単身赴任手当)			
A理事	千円 13,441	千円 9,274	千円 3,468	千円 278 (特別調整手当) 420 (単身赴任手当)			
B理事	千円 13,070	千円 9,274	千円 3,468	千円 278 (特別調整手当) 49 (通勤手当)			
C理事	千円 10,723	千円 7,183	千円 2,740	千円 378 (地域手当) 420 (単身赴任手当)	4月1日		◇
D理事 (非常勤)	千円 1,334	千円 1,334	千円 0	千円 0 ()			
A監事 (非常勤)	千円 1,112	千円 1,112	千円 0	千円 0 ()	4月1日		※
B監事 (非常勤)	千円 1,112	千円 1,112	千円 0	千円 0 ()			

注1:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注2:「特別調整手当」とは、近隣の国立大学法人職員の給与水準との権衡等を考慮して支給しているものである。

注3:「地域手当」とは、民間賃金の高い地域からの人事交流者等に対し、当面の間、給与上の配慮として支給しているものである。

注4:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
監事	千円	年 月			該当者なし	

注1:「摘要」欄には、具体的な業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期目標期間中の予算の年度展開を参考に、本学にて決定された当初予算の範囲内で運用している。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

本学給与規則に定める職種に応じた俸給表(国に準拠したもの)を基本として決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の能率、勤務成績に応じて、現に受けている俸給の昇給・昇格及び賞与における支給割合の増減を行っている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下基準日という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ支給割合を決定する。
昇給	昇給日前1年間の勤務成績に基づき決定される昇給区分に応じた号俸数を昇給させることができる。
昇格・降格	昇格:特に勤務成績が優秀で、かつ本学が基準としている必要経験年数を有している者を上位の職務の級に決定することができる。 降格:勤務成績が不良な場合は、下位の級に決定することができる。

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

- ①国の給与法改定に準拠して、以下の改定を行った。
 - ・俸給の月額を引き下げた。(△0.23%)
 - ・経過措置額を引き下げた。(平成18年3月31日の俸給月額の99.1%を引き下げ)
- ②近隣の国立大学法人職員の給与水準との権衡を考慮し、特別調整手当として俸給の月額等の3%相当を支給することとした。
- ③入試特別業務手当を新設し、入学者選抜試験実施日において入試業務に従事する者に1日あたり5,000円又は1,700円を支給することとした。
- ④遠隔地教育手当を新設し、遠隔地等において授業又は研究指導を実施する者に1日あたり3,200円を支給することとした。
- ⑤特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。
 - (職員について)
 - ・実施期間:平成24年7月～平成26年3月
 - ・俸給月額を減額(俸給表・級に応じて△4.77%～△9.77%)
 - ・地域手当等の俸給月額に連動する諸手当を減額(俸給表・級に応じて△4.77%～△9.77%)
 - ・管理職手当を減額(△10%)
 - ・期末手当及び勤勉手当を減額(△9.77%)
 - (役員について)
 - ・実施期間:平成24年7月～平成26年3月
 - ・基本給を減額(△9.77%)
 - ・地域手当等の基本給に連動する諸手当を減額(△9.77%)
 - ・期末特別手当を減額(△9.77%)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	252	42.4	6,593	4,928	71	1,665
事務・技術	109	37.8	4,801	3,650	88	1,151
教育職種 (大学教員)	142	46.0	7,977	5,914	58	2,063
その他医療職種 (看護師)	1					
再任用職員	4	63.8	7,218	5,317	155	1,901
事務・技術	3	62.8	5,128	4,090	206	1,038
教育職種 (大学教員)	1					
非常勤職員	6	39.3	5,493	4,094	26	1,399
事務・技術	1					
教育職種 (大学教員)	5	40.1	5,874	4,367	10	1,507

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 区分中「在外職員」及び「任期付職員」については、当法人において該当者がいないため省略した。

注3: 区分中の職種「医療職種(病院医師)」及び「医療職種(病院看護師)」については、当法人において該当者がいないため省略した。

注4: 常勤職員のその他医療職種(看護師)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注5: 再任用職員の教育職種(大学教員)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

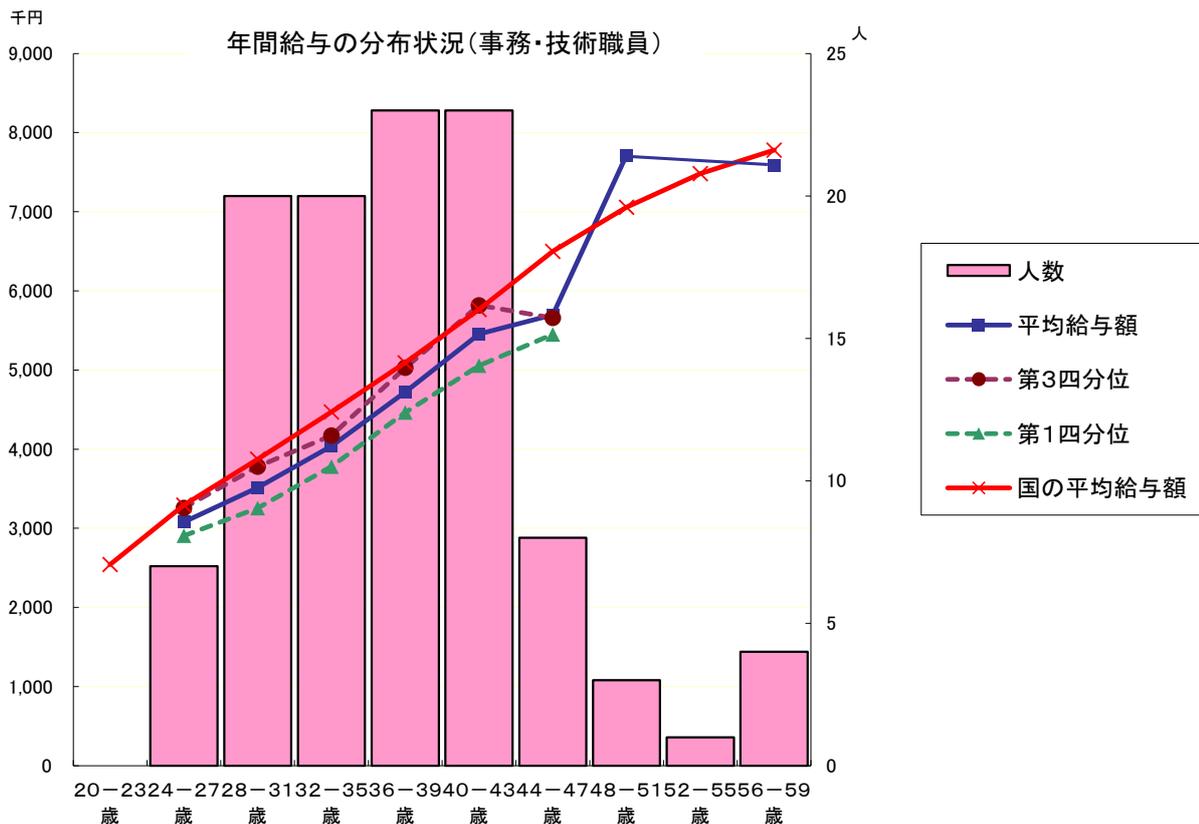
注5: 非常勤職員の事務・技術については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

【年俸制適用者】

	人員	平均年齢	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	7	34.4	4,733	4,733	0	0
年俸制契約職員	7	34.4	4,733	4,733	0	0

注1: 区分中の職種「事務・技術」、「教育職種(大学教員)」、「医療職種(病院医師)」及び「医療職種(病院看護師)」については、当法人において該当者がいないため省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

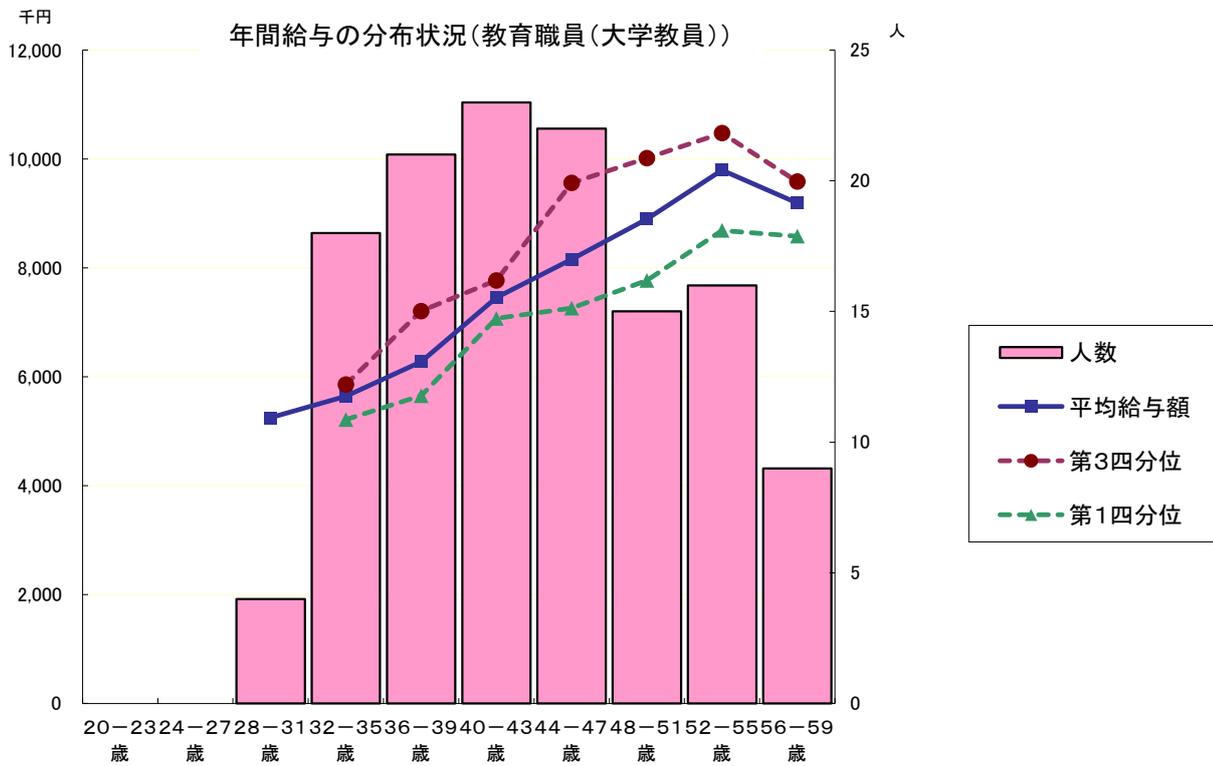
注2:年齢48～51歳、52～55歳及び56～59歳の該当者はそれぞれ4人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

注3:年齢52～55歳の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員 人	平均年齢 歳	四分位	
			第1分位 千円	第3分位 千円
代表的職位				
・部長	2		—	—
・課長	7	48.6	6,544	8,129
・課長補佐	2		—	—
・係長	39	41.6	4,893	5,468
・主任	20	36.8	3,963	4,600
・係員	39	31.1	3,256	3,921

注:部長及び課長補佐の該当者はそれぞれ2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位 ・教授 ・准教授 ・助教	59	53.9	8,881	9,773	10,571
	47	42.9	7,146	7,337	7,710
	36	36.9	5,294	5,640	5,858

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		一般職員	主任 一般職員	係長 主任	副課長 係長	課長 副課長	課長
人員 (割合)	109人	8人 (7.3%)	33人 (30.3%)	57人 (52.3%)	2人 (1.8%)	2人 (1.8%)	5人 (4.6%)
年齢(最高 ～最低)		33～24歳	39～27歳	56～34歳			58～43歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		千円 2,791～2,094	千円 3,423～2,377	千円 4,574～2,782	千円	千円	千円 6,337～5,315
年間給与 額(最高 ～最低)		千円 3,629～2,756	千円 4,464～3,142	千円 6,011～3,690	千円	千円	千円 8,165～7,038

区分		7級	8級	9級	10級
標準的な職位		企画調整役 副理事	企画調整役 副理事	特別学長補佐	
人員 (割合)		1人 (0.9%)	1人 (0.9%)	() (%)	() (%)
年齢(最高 ～最低)					
所定内給 与年額(最高 ～最低)		千円	千円	千円	千円
年間給与 額(最高 ～最低)		千円	千円	千円	千円

注:4級、5級、7級、8級における該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		助手	助教	講師	准教授	教授	教授
人員 (割合)	142人	() (%)	36人 (25.4%)	() (%)	47人 (33.1%)	59人 (41.5%)	() (%)
年齢(最高 ～最低)			48～30歳		60～32歳	64～40歳	
所定内給 与年額(最高 ～最低)		千円	千円 4,880～3,665	千円	千円 6,228～4,147	千円 8,838～5,593	千円
年間給与 額(最高 ～最低)		千円	千円 6,423～4,917	千円	千円 8,404～5,530	千円 11,998～7,632	千円

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	63.5	65.0	64.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.5	35.0	35.7
	最高～最低	44.2～32.7	41.8～30.2	42.6～31.5
一般 職員	一律支給分(期末相当)	64.4	66.5	65.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.6	33.5	34.6
	最高～最低	43.3～31.9	40.5～29.4	38.8～30.6

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般 職員	一律支給分(期末相当)	65.7	65.2	65.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.3	34.8	34.5
	最高～最低	45.2～32.2	50.0～30.0	47.6～31.2

注:当法人における教育職員には、管理職員の区分なし。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

93.2

対他の国立大学法人等

99.9

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

100.8

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等をつ一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員	93.2
	参考	地域勘案 101.2 学歴勘案 92.1 地域・学歴勘案 101.0
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 79% (国からの財政支出額 5,791百万円、支出予算の総額 7,325百万円：平成24年度予算) 【検証結果】 対国家公務員の法人基準年齢層ラスパイレズ指数は上記のとおり100を下回っており給与水準は適切であると考え。	
講ずる措置	国家公務員に準拠した給与としており、適切な給与水準であると考え、引き続き適切な給与水準を維持するよう努める。	

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標

103.3

注：上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成24年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 2,066,991	千円 2,054,885	千円 (%) 12,106 (0.6)	千円 (%) 103,150 (5.3)
退職手当支給額 (B)	千円 139,775	千円 85,408	千円 (%) 54,367 (63.7)	千円 (%) 36,319 (35.1)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 799,075	千円 720,234	千円 (%) 78,841 (10.9)	千円 (%) △ 60,769 (△ 7.1)
福利厚生費 (D)	千円 324,485	千円 310,317	千円 (%) 14,168 (4.6)	千円 (%) 12,665 (4.1)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 3,330,326	千円 3,170,844	千円 (%) 159,482 (5.0)	千円 (%) 91,365 (2.8)

注:「非常勤役職員給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「18.役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

①対前年度比の増減の主な要因

最広義人件費は主に以下の理由により対前年度比5.0%の増となったものである。

- ・給与、報酬等支給総額(A)は、給与減額支給措置により114,799千円(【内訳】役員:3,742千円、事務・技術:36,356千円、教育職員(大学教員):74,700千円)を削減したが、前年度に比べて対象となる職員数が増加したことなどにより前年度比0.6%増となった。
- ・退職手当支給額(B)は、「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき6,982千円を削減したが、前年度に比べて定年退職者が増加したことなどにより前年度比63.7%増となった。
- ・非常勤役職員等給与(C)は、給与減額支給措置により8,472千円、「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき159千円を削減したが、前年度に比べて非常勤職員数が増加したことなどにより前年度比10.9%増となった。
- ・福利厚生費(D)は、給与、報酬等支給総額と非常勤役職員等給与の合計額の増加による社会保険料(事業主負担分)の増加などにより前年度比4.6%増となった。
- ・非常勤役職員等給与(C)及び福利厚生費(D)の前年度(平成23年度)欄については、前年度に計上していなかった科学研究費補助金による雇用者分を計上して補正した。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

- ①「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき平成25年1月から役員及び職員の支給水準を引き下げた。

(以下の調整率による)

- 平成25年 1月～平成25年 9月 :98%
- 平成25年10月～平成26年 6月 :92%
- 平成25年 7月～ :87%